

令和4年第3回

市議会定例会資料



目 次

|                              |       |       |
|------------------------------|-------|-------|
| 議案第 5 0 号 関 係                | ----- | 1     |
| 議案第 5 1 号 関 係                | ----- | 2     |
| 議案第 5 2 号 関 係                | ----- | 1 1   |
| 議案第 5 3 号 関 係                | ----- | 1 2   |
| 議案第 5 5 号 関 係                | ----- | 1 3   |
| 議案第 5 6 号 関 係                | ----- | 1 5   |
| 議案第 5 7 号 関 係                | ----- | 2 9   |
| 議案第 5 8 号 関 係                | ----- | 4 2   |
| 議案第 5 9 号 関 係                | ----- | 4 5   |
| 議案第 6 0 号 関 係                | ----- | 6 3   |
| 議案第 6 1 号 関 係                | ----- | 7 4   |
| 議案第 6 2 号 関 係                | ----- | 8 9   |
| 議案第 6 3 号 関 係                | ----- | 9 2   |
| 報告第 1 7 号 ~<br>報告第 1 8 号 関 係 | ----- | 1 0 0 |
| 報告第 1 9 号 関 係                | ----- | 1 0 8 |
| 報告第 2 0 号 関 係                | ----- | 1 0 9 |



## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事業名<br>( 主 管 課 )    | 補 正 額  | 説 明  |      |     |       |       |
|----|----------------------------------|--------|--|------|-----|-------|-------|
|    |                                  |        | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他   | 一般財源  |
| 1  | (款) 民生費 (項) 社会福祉費<br>(目) 社会福祉施設費 | 4,395  |  |      |     |       | 4,395 |
|    | 防犯灯事業費<br>(安全対策課)                |        | 浜見平団地自治会及び鶴が台団地自治会への過年度分の防犯灯維持管理負担金を支払うことに伴い、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |       |       |
| 2  | (款) 消防費 (項) 消防費<br>(目) 常備消防費     | 30,362 | 24,563   |      |     | 5,799 |       |
|    | 職員給与費<br>(職員課)                   |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、患者等の搬送など、感染症業務手当の支給対象業務の増加に伴い、特殊勤務手当を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)         |      |     |       |       |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )                         | 補 正 額  | 明 明  |      |     |        |        |  |
|----|-----------------------------------|--------|--|------|-----|--------|--------|--|
|    | ( 事 業 名 課 )                       |        | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源   |  |
| 1  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 広報広聴費    | 9,515  | 9,515  |      |     |        |        |  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(秘書広報課)      |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、市公式LINEにおいて、利用者のニーズに合わせた情報発信を可能とする機能拡充を実施することに伴い、委託料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                        |      |     |        |        |  |
| 2  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 財政管理費    | 216    |  |      |     | 216    |        |  |
|    | ふるさと基金積立金<br>(財政課)                |        | 寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |        |        |  |
| 3  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 財産管理費    | 47,630 |  |      |     | 34,844 | 12,786 |  |
|    | 市有財産管理経費<br>(資産経営課)               |        | 仮設庁舎跡地活用事業において、当初の想定を超える地中障害物の発生に伴う除去作業及び処分に要する経費を負担するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |        |        |  |
| 4  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 企画費      | 100    |  |      |     | 100    |        |  |
|    | シティプロモーション推進事業費<br>(秘書広報課)        |        | 企業版ふるさと納税による民間資金を活用し、市民による茅ヶ崎暮らしの発信力と共感獲得力の強化に向けたワークショップを実施することに伴い、報償費、消耗品費、使用料及び賃借料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                            |      |     |        |        |  |
| 5  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 企画費      | 1,258  | 1,258  |      |     |        |        |  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(デジタル推進課)    |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、非対面・非来庁型サービスを推進するため、e-kanagawa電子申請システムへクレジット決済機能を追加することに伴い、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |        |        |  |
| 6  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 支所及び出張所費 | 549    | 549  |      |     |        |        |  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(市民課)        |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、出張所における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |        |        |  |
| 7  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 支所及び出張所費 | 275    | 275  |      |     |        |        |  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(小出支所)       |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小出支所における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |        |        |  |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事業名<br>( 主 管 課 )      | 補 正 額   | 明 明  |      |     |     |        |
|----|------------------------------------|---------|--|------|-----|-----|--------|
|    |                                    |         | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源   |
| 8  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 文化行政費     | 3,996   | 653  |      |     |     | 3,343  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(文化生涯学習課)     |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、ハマミーナにおける感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するほか、市民文化会館における指定管理者の利用料金収入等の減収分を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |     |        |
| 9  | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 文化行政費     | 525     | 525  |      |     |     |        |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(男女共同参画課)     |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、同感染症の拡大に伴う各種相談対応、事務手続きを迅速に行うため、関係対応窓口が多言語音声翻訳機を配置することに伴い、消耗品費を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                 |      |     |     |        |
| 10 | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 文化行政費     | 400     | 400  |      |     |     |        |
|    | ウクライナ避難民支援事業費<br>(男女共同参画課)         |         | ロシアによるウクライナ侵攻により、本国から他国への避難を余儀なくされた方が、地域で安全、安心な暮らしを送るため、市内の避難民の方への支援金を給付することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                        |      |     |     |        |
| 11 | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 防災対策費     | 171,194 | 171,194  |      |     |     |        |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(防災対策課)       |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、避難所の感染防止用品を追加購入することに伴い、消耗品費、燃料費、光熱水費、手数料、備品購入費、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                |      |     |     |        |
| 12 | (款) 総務費 (項) 総務管理費<br>(目) 男女共同参画推進費 | 275     | 275  |      |     |     |        |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(男女共同参画課)     |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、男女共同参画推進センターにおける感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |        |
| 13 | (款) 総務費 (項) 徴税费<br>(目) 賦課徴収費       | 32,000  |  |      |     |     | 32,000 |
|    | 過年度市税還付金及び還付加算金<br>(収納課)           |         | 市税の還付について、確定申告等の修正により過年度市税還付金等に不足が見込まれるため、償還金利子及び割引料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |        |
| 14 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費<br>(目) 社会福祉総務費   | 1,093   |  |      |     |     | 1,093  |
|    | 介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金<br>(高齢福祉介護課)   |         | 令和3年度に収入した介護保険低所得者保険料軽減負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |        |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事業名<br>( 主 管 課 )    | 補 正 額  | 説 明   |      |     |     |        |
|----|----------------------------------|--------|---|------|-----|-----|--------|
|    |                                  |        | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源   |
| 15 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費<br>(目) 障がい者福祉費 | 3,993  | 1,996   |      |     |     | 1,997  |
|    | 障がい者福祉管理経費<br>(障がい福祉課)           |        | 国が行う障害福祉サービスデータベースの構築に伴い、令和5年度からの本格的な運用開始に向け、既存の福祉総合システムの改修を行うため、委託料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)               |      |     |     |        |
| 16 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費<br>(目) 社会福祉施設費 | 327    |   |      |     |     | 327    |
|    | 防犯灯事業費<br>(安全対策課)                |        | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |     |        |
| 17 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費<br>(目) 交通安全推進費 | 21,299 |   |      |     |     | 21,299 |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(安全対策課)     |        | 自転車駐車場及び自動車駐車場の指定管理者である公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターに対し、利用料金収入等の減収分を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)        |      |     |     |        |
| 18 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費<br>(目) 体育施設費   | 712    |   |      |     |     | 712    |
|    | 体育施設管理経費<br>(スポーツ推進課)            |        | 公益財団法人日本陸上競技連盟の公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則の変更に伴い、施設改修が生じたため、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |     |        |
| 19 | (款) 民生費 (項) 社会福祉費<br>(目) 体育施設費   | 3,401  |   |      |     |     | 3,401  |
|    | 体育館管理経費<br>(スポーツ推進課)             |        | 総合体育館について、天井改修工事により利用を停止したことによる指定管理者の利用料金収入等の減収分を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                  |      |     |     |        |
| 20 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費<br>(目) 児童福祉総務費 | 3,079  |   |      |     |     | 3,079  |
|    | 小児医療費助成事業費<br>(子育て支援課)           |        | 小児医療費助成事業の所得制限及び一部負担金の撤廃に向けた準備のため、印刷製本費、通信運搬費、委託料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                  |      |     |     |        |
| 21 | (款) 民生費 (項) 児童福祉費<br>(目) 児童福祉総務費 | 3,559  | 3,559   |      |     |     |        |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(子育て支援課)    |        | コロナ禍における食材費高騰の影響を受ける幼稚園に対する支援のため、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |        |



## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事業名<br>( 主 管 課 )  | 補 正 額   | 説 明   |      |     |        |      |
|----|--|---------|---|------|-----|--------|------|
|    |  |         | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
| 22 | ( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費<br>( 目 ) 児童福祉総務費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(こども育成相談課)  | 275     | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
|    | 275  |         |   |      |     |        |      |
|    |  |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、こどもセンターにおける感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                            |      |     |        |      |
| 23 | ( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費<br>( 目 ) 児童福祉総務費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(保育課)       | 32,000  | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
|    | 32,000   |         |   |      |     |        |      |
|    |  |         | コロナ禍における食材費高騰の影響を受ける民間保育所等に対する支援のため、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |        |      |
| 24 | ( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費<br>( 目 ) 児童保育費<br>子育て世帯への臨時特別給付金返還金<br>(子育て支援課)      | 89,100  | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
|    |  |         |   |      |     | 89,100 |      |
|    |  |         | 令和3年度の精算に伴う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                    |      |     |        |      |
| 25 | ( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費<br>( 目 ) 児童保育費<br>子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費返還金<br>(子育て支援課) | 22,144  | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
|    |  |         |   |      |     | 22,144 |      |
|    |  |         | 令和3年度の精算に伴う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                    |      |     |        |      |
| 26 | ( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費<br>( 目 ) 児童福祉施設費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(保育課)       | 4,405   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
|    | 4,405  |         |   |      |     |        |      |
|    |  |         | コロナ禍における食材費高騰の影響を受ける公立保育園食材料費に対し、食材費高騰による影響を軽減するため、賄材料費、委託料を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                |      |     |        |      |
| 27 | ( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費<br>( 目 ) 地域児童福祉費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(子育て支援課)    | 1,098   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
|    | 1,098  |         |   |      |     |        |      |
|    |  |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターにおける感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)           |      |     |        |      |
| 28 | ( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費<br>( 目 ) 予防費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(保健予防課)         | 105,578 | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源 |
|    | 36,804   |         | 51,491  |      | 216 | 17,067 |      |
|    |  |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うPCR検査の実施件数や入院患者の増加に対応するとともに、相談・患者対応などに係る業務を行うため、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |        |      |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )                            | 補 正 額  | 説 明   |      |     |        |       |
|----|--------------------------------------|--------|---|------|-----|--------|-------|
|    | ( 事 業 名 管 課 )                        |        | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
| 29 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費<br>(目) 母子衛生費       | 8,387  | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
|    | 特定不妊治療費助成事業費<br>(地域保健課)              |        |   |      |     |        | 8,387 |
|    |                                      |        | 特定不妊治療費助成事業について、当初の想定を超える申請件数の増加等により、助成金の不足が見込まれるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)               |      |     |        |       |
| 30 | (款) 衛生費 (項) 保健衛生費<br>(目) 環境衛生費       | 275    | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(小出支所)          |        | 275   |      |     |        |       |
|    |                                      |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、畜場における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                   |      |     |        |       |
| 31 | (款) 衛生費 (項) 清掃費<br>(目) 清掃総務費         | 58,485 | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
|    | 清掃総務管理経費<br>(資源循環課)                  |        |   |      |     | 58,485 |       |
|    |                                      |        | ごみ有料化の実施状況の更なる周知のため、タブロイド版チラシを追加発行するほか、物価高騰の影響による指定ごみ袋の作製コストの増加に伴い、通信運搬費、委託料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |        |       |
| 32 | (款) 衛生費 (項) 清掃費<br>(目) じんかい処理費       | 2,824  | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
|    | ごみの減量化・資源化推進費<br>(資源循環課)             |        |   |      |     | 2,824  |       |
|    |                                      |        | 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業について、当初の想定を超える申請により、補助金の不足が見込まれるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                |      |     |        |       |
| 33 | (款) 農林水産業費 (項) 農業費<br>(目) 農業振興費      | 29,250 | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(農業水産課)         |        | 29,250  |      |     |        |       |
|    |                                      |        | コロナ禍における原油価格の高騰や物価高騰の影響を受ける農業者支援として、農業水産事業者支援事業給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)      |      |     |        |       |
| 34 | (款) 農林水産業費 (項) 水産業費<br>(目) 水産業振興費    | 7,043  | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(農業水産課)         |        | 7,043   |      |     |        |       |
|    |                                      |        | コロナ禍における原油価格の高騰や物価高騰の影響を受ける漁業者支援として、農業水産事業者支援事業給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)      |      |     |        |       |
| 35 | (款) 土木費 (項) 道路橋りょう費<br>(目) 道路橋りょう総務費 | 803    | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他    | 一般財源  |
|    | 道路橋りょう総務管理経費<br>(道路管理課)              |        |   |      |     |        | 803   |
|    |                                      |        | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |        |       |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事業名<br>( 主 管 課 )      | 補 正 額   | 説 明   |      |     |     |         |
|----|------------------------------------|---------|---|------|-----|-----|---------|
|    |                                    |         | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源    |
| 36 | (款) 土木費 (項) 道路橋りょう費<br>(目) 道路維持費   | 227     |   |      |     |     | 227     |
|    | 補修作業用諸費<br>(道路管理課)                 |         | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |     |         |
| 37 | (款) 土木費 (項) 道路橋りょう費<br>(目) 道路新設改良費 | 6,621   |   |      |     |     | 6,621   |
|    | 道路照明灯等関係経費<br>(道路管理課)              |         | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |     |         |
| 38 | (款) 土木費 (項) 都市計画費<br>(目) 都市計画総務費   | 95      |   |      |     |     | 95      |
|    | 住環境整備事業費<br>(都市政策課)                |         | 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づき、民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る支援を行うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |     |         |
| 39 | (款) 土木費 (項) 都市計画費<br>(目) 都市計画総務費   | △ 5,434 |   |      |     |     | △ 5,434 |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(都市政策課)       |         | 原油価格の高騰や物価高騰の影響を受けるバス事業者やタクシー事業者への支援事業について、県も同事業を実施することが決定したことから、県の補助額を控除した額を市から補助することとしたため、負担金補助及び交付金を減額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |     |         |
| 40 | (款) 土木費 (項) 都市計画費<br>(目) 都市計画総務費   | 7,029   |   |      |     |     | 7,029   |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(道路管理課)       |         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、非対面サービスを推進するため、舗装構成図や掘削規制等を窓口システムへ取り込む電子化作業に伴い、委託料を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                 |      |     |     |         |
| 41 | (款) 土木費 (項) 都市計画費<br>(目) 街路事業費     | 3,944   |   |      |     |     | 3,944   |
|    | 新国道線街路事業費<br>(道路建設課)               |         | 新国道線に位置付けられている、飯島橋の整備に向けた橋りょう予備設計等を行うことに伴い、委託料を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |     |         |
| 42 | (款) 土木費 (項) 都市計画費<br>(目) 公園費       | 2,984   |   |      |     |     | 2,984   |
|    | 公園緑地等管理運営経費<br>(公園緑地課)             |         | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |     |         |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>( 事 業 名 課 )<br>( 主 管 ) | 補 正 額     | 説 明  |      |     |           |      |
|----|-------------------------------------|-----------|--|------|-----|-----------|------|
|    |                                     |           | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
| 43 | (款) 土木費 (項) 都市計画費<br>(目) 公園費        | 1,242     | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
|    |                                     |           |  |      | 759 | 483       |      |
|    | 市営プール管理運営経費<br>(公園緑地課)              |           | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |           |      |
| 44 | (款) 土木費 (項) 都市計画費<br>(目) 公園費        | 31        | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
|    |                                     |           |  |      |     | 31        |      |
|    | 氷室椿庭園管理運営経費<br>(公園緑地課)              |           | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |           |      |
| 45 | (款) 教育費 (項) 教育総務費<br>(目) 事務局費       | 3,000,000 | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
|    |                                     |           |  |      |     | 3,000,000 |      |
|    | 学校施設整備基金積立金<br>(教育施設課)              |           | 市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進することを目的として設置する学校施設整備基金に積み立てを行うため、積立金を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                            |      |     |           |      |
| 46 | (款) 教育費 (項) 小学校費<br>(目) 学校管理費       | 64,911    | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
|    |                                     |           | 64,911   |      |     |           |      |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(教育総務課)        |           | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、校内等の連絡体制の改善及び接触回数の軽減を図るため、可搬式インターホンを導入することに伴い、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |           |      |
| 47 | (款) 教育費 (項) 中学校費<br>(目) 学校管理費       | 3,674     | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
|    |                                     |           |  |      |     | 3,674     |      |
|    | 施設設備補修費<br>(教育施設課)                  |           | 鶴嶺中学校の生徒数増加に対応するため、普通教室を整備することに伴い、修繕料を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |           |      |
| 48 | (款) 教育費 (項) 中学校費<br>(目) 学校管理費       | 34,436    | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
|    |                                     |           | 34,436   |      |     |           |      |
|    | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(教育総務課)        |           | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、校内等の連絡体制の改善及び接触回数の軽減を図るため、可搬式インターホンを導入することに伴い、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |           |      |
| 49 | (款) 教育費 (項) 中学校費<br>(目) 教育振興費       | 570       | 国庫支出金  | 県支出金 | 地方債 | その他       | 一般財源 |
|    |                                     |           |  |      |     | 570       |      |
|    | 情報機器配備運営経費<br>(学校教育指導課)             |           | 鶴嶺中学校の生徒数増加に対応した普通教室の整備に伴い、無線LAN環境を構築するため、委託料、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                     |      |     |           |      |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事業名<br>( 主 管 課 )                              | 補 正 額 | 明   |      |     |     |      |
|----|--|-------|---|------|-----|-----|------|
|    |  |       | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 50 | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)文化財保護費<br>埋蔵文化財事業費<br>(社会教育課)         | 447   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|    |  |       |   |      |     | 447 |      |
|    |  |       | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                     |      |     |     |      |
| 51 | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)文化財保護費<br>文化資料館運営経費<br>(社会教育課)        | 291   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|    |  |       |   |      |     | 291 |      |
|    |  |       | 原油価格の高騰による、電気料金の上昇に伴い、光熱水費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                                     |      |     |     |      |
| 52 | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)公民館費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(小和田公民館) | 275   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|    | 275  |       |   |      |     |     |      |
|    |  |       | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小和田公民館における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |     |      |
| 53 | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)公民館費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(鶴嶺公民館)  | 275   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|    | 275  |       |   |      |     |     |      |
|    |  |       | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、鶴嶺公民館における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |      |
| 54 | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)公民館費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(松林公民館)  | 275   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|    | 275  |       |   |      |     |     |      |
|    |  |       | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、松林公民館における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |      |
| 55 | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)公民館費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(南湖公民館)  | 275   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|    | 275  |       |   |      |     |     |      |
|    |  |       | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、南湖公民館における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |      |
| 56 | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)公民館費<br>新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(香川公民館)  | 275   | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|    | 275  |       |   |      |     |     |      |
|    |  |       | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、香川公民館における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |      |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第7号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項<br>番 | ( 款 項 目 )                       | 補 正 額  | 明   |      |     |     |      |  |
|--------|---------------------------------|--------|---|------|-----|-----|------|--|
|        | ( 主 管 課 )                       |        | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |  |
| 57     | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)青少年施設費     | 528    | 528   |      |     |     |      |  |
|        | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(青少年会館)    |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、青少年会館における感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)  |      |     |     |      |  |
| 58     | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)青少年施設費     | 988    | 988   |      |     |     |      |  |
|        | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(体験学習センター) |        | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、体験学習センターにおける感染防止用品を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)   |      |     |     |      |  |
| 59     | (款)教育費(項)社会教育費<br>(目)図書館費       | 10,178 | 10,178  |      |     |     |      |  |
|        | 新型コロナウイルス感染症対策事業費<br>(図書館)      |        | 図書館における感染防止用品を購入するほか、非対面・非接触型の貸出図書無人受取ロッカーを茅ヶ崎駅自由通路へ設置することに伴い、報酬、共済費、消耗品費、通信運搬費、火災保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を増額するもの。<br><br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |     |     |      |  |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和4年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位：千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事 業 名<br>( 主 管 課 )        | 補 正 額 | 説 明  |       |     |     |      |
|----|--|-------|--|-------|-----|-----|------|
|    | ( 款 ) 保険給付費 ( 項 ) 傷病手当金<br>( 目 ) 傷病手当金 |       | 国庫支出金  | 県支出金  | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 1  | 傷病手当金<br>(保険年金課)                       | 3,000 |  | 3,000 |     |     |      |
|    |  |       | 傷病手当金について、当初の想定を超える対象者からの申請により、不足が見込まれるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。<br><br><p style="text-align: center;">*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)</p> |       |     |     |      |

## 令和4年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和4年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

| 項番 | ( 款 項 目 )<br>事 業 名<br>( 主 管 課 )  | 補 正 額   | 説 明   |      |         |     |      |
|----|--|---------|---|------|---------|-----|------|
|    |  |         | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債     | その他 | 一般財源 |
| 1  | (款) 介護保険運営基金<br>(項) 介護保険運営基金<br>(目) 介護保険運営基金<br>介護保険運営基金積立金<br>(高齢福祉介護課) | 443,780 | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債     | その他 | 一般財源 |
|    |  |         |   |      | 443,780 |     |      |
|    |  |         | 保険給付等の財源として収入した介護保険料のうち、保険給付等への充<br>当がなされなかったもの等について介護保険運営基金に積み立てるため、積<br>立金を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日) |      |         |     |      |
| 2  | (款) 諸支出金<br>(項) 償還金及び還付加算金<br>(目) 償還金<br>償還金<br>(高齢福祉介護課)                | 107,696 | 国庫支出金   | 県支出金 | 地方債     | その他 | 一般財源 |
|    |  |         |   |      | 107,696 |     |      |
|    |  |         | 令和3年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過配分を<br>返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。<br>*決定過程 理事者調整(令和4年8月1日)                       |      |         |     |      |



## 茅ヶ崎市学校施設整備基金条例について

## 1 提案の理由

市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進することを目的として、茅ヶ崎市学校施設整備基金を設置するため提案する。

## 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項

## 3 条例の概要

- (1) 市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進するため、茅ヶ崎市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第2条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、市の資金及び基金の趣旨に沿う寄附金の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるところによることとした。（第3条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと等とした。（第4条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする事とした。（第5条関係）
- (5) 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第6条関係）
- (6) 基金は、市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第7条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。（第8条関係）
- (8) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市学校施設整備基金条例参照条文

○地方自治法

(基金)

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

公職選挙法施行令の改正に準じて、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を改定するため提案する。

2 根拠法規

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における候補者の有償の借入れ契約に基づく選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を各日につき16,100円に引き上げること等とした。（第4条関係）
- (2) 茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における候補者の有償契約に基づく選挙運動用ビラの作成に要する費用に係る公費負担の算定に用いる選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭に引き上げることとした。（第8条関係）
- (3) 茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における候補者の有償契約に基づく選挙運動用ポスターの作成に要する費用に係る公費負担の算定に用いる選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額を541円31銭に引き上げること等とした。（第11条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16, 100円</u>を超える場合には、<u>16, 100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> | <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15, 800円</u>を超える場合には、<u>15, 800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> |

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払  
手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出を  
した者に限る。）が同条の契約に基づき当該契  
約の相手方であるビラの作成を業とする者に支  
払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成さ  
れた選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（  
当該作成単価が、7円73銭を超える場合には  
、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚  
数（当該候補者を通じて法第142条第1項第  
6号に定める枚数の範囲内のものであること  
につき、委員会が定めるところにより、当該候  
補者からの申請に基づき、委員会が確認したも  
のに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段  
において準用する第2条ただし書に規定する要件  
に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業と  
する者からの請求に基づき、当該ビラの作成を  
業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び  
支払手続)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出  
をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該  
契約の相手方であるポスターの作成を業とする  
者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき  
作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの  
作成単価（当該作成単価が、541円31銭に  
当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて  
得た金額に316, 250円を加えた金額を当  
該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得  
た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合  
には、その端数は、1円とする。以下「作成単  
価の限度額」という。）を超える場合には、当  
該作成単価の限度額）に当該選挙運動用ポスタ  
ーの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙に  
おけるポスター掲示場の数の範囲内のもので  
あることにつき、委員会が定めるところにより、  
当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認  
したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9  
条後段において準用する第2条ただし書に規定  
する要件に該当する場合に限り、当該ポスター  
の作成を業とする者からの請求に基づき、当該  
ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払  
手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出を  
した者に限る。）が同条の契約に基づき当該契  
約の相手方であるビラの作成を業とする者に支  
払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成さ  
れた選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（  
当該作成単価が、7円51銭を超える場合には  
、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚  
数（当該候補者を通じて法第142条第1項第  
6号に定める枚数の範囲内のものであること  
につき、委員会が定めるところにより、当該候  
補者からの申請に基づき、委員会が確認したも  
のに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段  
において準用する第2条ただし書に規定する要件  
に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業と  
する者からの請求に基づき、当該ビラの作成を  
業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び  
支払手続)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出  
をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該  
契約の相手方であるポスターの作成を業とする  
者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき  
作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの  
作成単価（当該作成単価が、525円6銭に  
当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて  
得た金額に310, 500円を加えた金額を当  
該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得  
た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合  
には、その端数は、1円とする。以下「作成単  
価の限度額」という。）を超える場合には、当  
該作成単価の限度額）に当該選挙運動用ポスタ  
ーの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙に  
おけるポスター掲示場の数の範囲内のもので  
あることにつき、委員会が定めるところにより、  
当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認  
したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9  
条後段において準用する第2条ただし書に規定  
する要件に該当する場合に限り、当該ポスター  
の作成を業とする者からの請求に基づき、当該  
ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公職選挙法（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第16号）の規定による改正前のもの）

（公職の候補者に係る供託物の没収）

第九十三条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては国庫に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては当該地方公共団体に帰属する。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 有効投票の総数の十分の一

二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の十分の一

2 前項の規定は、同項に規定する公職の候補者の届出が取り下げられ、又は公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合（第九十一条第一項又は第二項の規定に該当するに至つた場合を含む。）及び前項に規定する公職の候補者の届出が第八十六条第九項又は第八十六条の四第九項の規定により却下された場合に、準用する。

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第一百四十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。）一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい（参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい）

二 参議院（比例代表選出）議員の選挙 自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい

2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者（当該都道府県の区域内の選挙区において当該候補者届出政党が届け出た候補者をいう。以下同じ。）の数が三人を超える場合においては、その超える数が十人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、拡声機については、政党演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該選挙区における当

該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数が五人を超える場合においては、その超える数が十人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、拡声機については、政党等演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

- 4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車、船舶及び拡声機は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が使用するもののほかは、使用することができない。
- 5 第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定により選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示（自動車と船舶については、両者に通用する表示）をしなければならない。
- 6 第一項の自動車は、町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）に限るものとする。
- 7 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車を無料で使用することができる。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国庫に帰属することとならない場合に、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四条第三項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合に限る。
- 8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

（文書図画の頒布）

第四百十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚
- 一の二 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）一人について、通常葉書 十五万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 二十五万枚
- 二 参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この号において同じ。）に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を十万枚に加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）
- 三 都道府県知事の選挙にあつては、候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書

二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を十万枚に加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）

- 四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚
  - 五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚
  - 六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚
  - 七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚
- 2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、二万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内の通常葉書及び四万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。ただし、ビラについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに四万枚以内で頒布するほかは、頒布することができない。
  - 3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。
  - 4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が頒布することができるビラのほかは、頒布することができない。
  - 5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。
  - 6 第一項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。
  - 7 第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。
  - 8 第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。
  - 9 第一項から第三項までのビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。
  - 10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号から第二号までの通常葉書及びビラを無料



で作成することができる。この場合においては、第四百十一条第七項ただし書の規定を準用する。

1 1 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第七号までのビラの作成について、無料とすることができる。

1 2 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。以下同じ。）の類を多数の者に回覧させることは、第一項から第四項までの頒布とみなす。ただし、第四百十三條第一項第二号に規定するものを同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、及び公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為れる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が第四百十三條第一項第三号に規定するものを着用したままで回覧することは、この限りでない。

1 3 衆議院議員の総選挙については、衆議院の解散に関し、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示して、郵便等又は電報により、選挙人にあいさつする行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

（文書図画の掲示）

第四百十三條 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第四百十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第四号の二の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第四百十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第四百十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者

一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

- 5 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。
- 6 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。
- 7 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。
- 8 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。
- 9 第一項に規定するポスター（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十センチメートル、横百センチメートル）を超えてはならない。
- 10 第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。
- 11 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルを超えてはならない。
- 12 前項のポスターは、第一項第五号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。
- 13 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。
- 14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。
- 15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。
- 16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。
  - 一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの
  - 二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）
  - 三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用するもの
  - 四 第十四章の三の規定により使用することができるもの
- 17 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横四十センチメートルを超えな

いものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。

- 18 第十六項第二号のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。
- 19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。
  - 一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
  - 二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該通常選挙の期日までの間
  - 三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間
  - 四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙（統一対象再選挙（第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。次号において同じ。）を除く。）又は補欠選挙（同条第三項から第五項までの規定によるものに限る。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
  - 五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙（第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日いずれか遅い日から当該選挙の期日までの間
  - 六 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

○公職選挙法施行令（公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の規定による改正前のもの）

（自動車の使用の公営）

第九十九条の四 法第四百四十一条第七項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（次項において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次項第二号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において法第四百四十一条第一項の自動車（次項及び第三項において「選挙運動用自動車」という。）の使用に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項第二号ロにおいて同じ。）に届け出なければならない。

- 2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員

の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この条において「特定候補者」という。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額については、法第一百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下この項において「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が六万四千五百円を超える場合には、六万四千五百円）の合計金額

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下このイにおいて「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該特定候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第百条第一項又は第四項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第五項の規定による告示の日。第四項において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において二人以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上）の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一人（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人）の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円）の合計金額

3 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同項第一号に定める契約と同項第二号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該特定候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているも

のとみなして、同項の規定を適用する。

- 4 法第四百四十一条第七項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、六万四千五百円（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）に、当該特定候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第四百四十一条第七項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（通常葉書の作成の公営）

第九条の七 法第四百四十二条第十項（同項の通常葉書（以下この条において「特定通常葉書」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、通常葉書の作成を業とする者との間において特定通常葉書の作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

- 2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である通常葉書の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定通常葉書の一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定通常葉書の作成枚数（当該特定候補者を通じて、法第四百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、同条第十項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合 七円七十一銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 二十六万九千八百五十円と六円六十六銭にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

- 3 法第四百四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、七円七十一銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第四百四十二条第十項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（ビラの作成の公営）

第九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百四十二条第十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項

第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「七円七十一銭」とあるのは「七円五十一銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」とあるのは「三十七万五千五百円と五円二銭」と、同条第三項中「七円七十一銭」とあるのは「七円五十一銭」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第一百条の四 法第一百四十三条第十四項(同項のポスター(以下この条において「特定ポスター」という。)の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において特定ポスターの作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第一百四十三条第十四項後段において準用する法第一百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。)

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百二十五円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

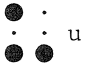

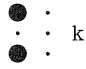



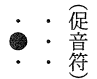


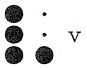








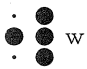
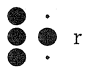
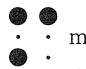




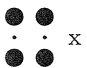
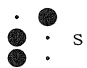
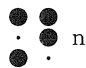


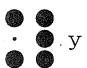

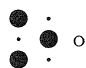


二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 三十六円

3 法第一百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合 前項第一号に定める金額に特定ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数)を乗じて得た金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項第二号に定める金額に特定ポスターの作成枚数(当該作成枚数が七万枚を超える場合には、七万枚)を乗じて得た金額

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第一百四十三条第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

|   |   |   |   |   |  |   |   |   |
|---|---|---|---|---|--|---|---|---|
|  u |  p |  k |  f |  a |  (カッコ)   |  (促音符) |  六 |  七 |
|  v |  q |  l |  g |  b |  (カギ)    |  (長音符) |  八 |  九 |
|  w |  r |  m |  h |  c |  (つなぎ符) |  〇     |   |   |
|  x |  s |  n |  i |  d |  |   |   |   |
|  y |  t |  o |  j |  e |  |   |   |   |

 z

(外字符) (外国語引用符) (大文字符)

(二重大文字符)

附 則

- 1 (施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。  
(適用区分)
- 2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

総務大臣 金子 恭之  
内閣総理大臣 岸田 文雄

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十二号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十条の二第四項、第四十七条、第四十九条第一項、第四百一条第七項、第四百四十二条第十項、第四百四十三条第十四項、第四百六十四条の二第六項、第二百七十一条の二及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第十条」を「第十一条」に改める。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第五十五条第九項中「の職務を代理すべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は」を「、病院の院長」に、「船長又は」を「船長又は」に改める。

第六十八条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第八十一条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第九十九条の四第二項第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千六百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第九十九条の七第二項第一号中「七円九十五銭」を「七円九十五銭」に改め、同項第二号中「二十九万九千八百五十円と六円六十六銭」を「二十九万八千二百五十円と六円八十八銭」に改め、同条第三項中「七円七十一銭」を「七円九十五銭」に改める。

第九十九条の八中「七円七十一銭」を「七円九十五銭」に、「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に、「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」を「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」に、「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第一百条の二第二項及び第三項中「五万四千九百十四円」を「五万六千六百十三円」に改める。

第一百条の三「五万四千九百十四円」を「五万六千六百十三円」に、「五万九千九百九十二円」を「五万三千六百一円」に改める。

第一百条の四第二項第一号中「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同号イ中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改め、同号ロ中「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」を「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」に改め、同項第二号中「三十六円」を「三十七円」に改める。

第一百二十五条の三「五万四千九百十四円」を「五万六千六百十三円」に、「三万九千七百二十五円」を「四万九百五十四円」に改める。

第一百三十二条の三の二第十項中「三十六円」を「三十七円」に、「十九万五千四百二十八円」を「二十万二千四百九十円」に改める。

別表第一を次のように改める。  
別表第一(第三十九条関係)  
各点字の傍らの記載は、これに対応する文字又は記号を示す。

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| あ | い | う | え | お | か | き | く | け | こ | さ | し | す | せ | そ | た | ち | つ | て | と | な | に | ぬ | ね | の | は | ひ | ふ | へ | ほ | ま | み | む | め | も | や | ゆ | よ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|



## 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業の取得の要件を緩和する等のため提案する。

## 2 根拠法規

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項

## 3 条例の概要

- (1) 子の出生の日から 57 日を経過した日を起算日として、その日から 6 月を経過する日までにその任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員（子の出生の日から 57 日を経過する日までに育児休業をしようとする場合に限る。）であって、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員は、育児休業をすることができること等とした。（第 2 条関係）
- (2) 非常勤職員が、規則で定める特別の事情がある場合であって、子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合にあっては、当該子の 1 歳 6 か月到達日まで育児休業をすることができること等とした。（第 3 条、第 3 条の 2 関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第 5 条関係）
- (4) 所要の規定を整備することとした。（第 4 条、第 13 条関係）
- (5) この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)<br/>略</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第5条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第3条の2の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)<br/>略</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u><br/><u>以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第3条の2<br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><u>の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その</u>任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第3条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日</u></p> |

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)  
第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が

、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第4条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日又は当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれか

とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)  
第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の1歳6か月到達日

の日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業)の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業)の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

とする。

の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 略

(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)

略

(4)

(5) 略

(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を\_\_\_\_\_更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第5条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算し

(1) 略

(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第5条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)

略

(4)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について、規則で定めるところにより、任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

(7) 略

(8) その任期

\_\_\_\_\_の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日

\_\_\_\_\_を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算し

て1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3)  
↳ 略
- (7)

て1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第5条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3)  
↳ 略
- (7)

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員の育児休業等に関する法律（地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の規定による改正前のもの）

（育児休業の承認）

第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。
- 3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

政令第二百四号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和四年十月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年六月一日とする。

総務大臣 金子 恭之

厚生労働大臣 後藤 茂之

内閣総理大臣 岸田 文雄



地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 松野 博一

法律第三十五号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

第一条 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

第一条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「既に」の下に「二回の」を加え、「当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三項第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三項第一号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてする育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のものと及び二回目のもの
- 二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第六条第一項第一号中「任用の期間（以下この条及び第十八条において「及び」という。）」を削り、同条第二項、第三項及び第五項中「その」を「当該」に改め、同条第六項中「基づき」を「より」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条 削除

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。  
（地方独立行政法人法の一部改正）  
第五十三条第五項中「期間」を「場合」に、「同法第三条第二項」を「同項第一号並びに同法第三条第二項」に改める。

総務大臣臨時代理  
国務大臣 野田 聖子  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 松野 博一

## 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

### 1 提案の理由

国家公務員に準じて、子の出生の日から57日を経過する日までの期間内における育児休業の承認を請求できる期間を拡大する等のため提案する。

### 2 根拠法規

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）第32条

### 3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第3条第3号及び第3条の2の規則で定める特別の事情は、同条例第4条第1号から第4号までに掲げる事情とすることとした。  
（第2条の2、第3条の2関係）
- (2) 子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第4条第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合を加えることとした。（第3条関係）
- (3) 子の出生の日から57日を経過する日までの期間内における育児休業の承認の請求は、当該育児休業を開始する2週間前までに行うものとする事とした。（第5条関係）
- (4) 規定を整備することとした。（第13条関係）
- (5) 所要の規定を整備することとした。（第4条関係）
- (6) この規則は、令和4年10月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(条例第3条第3号の規則で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第2条の2 条例第3条第3号の規則で定める特別の事情は、条例第4条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>(子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第3条 <u>条例第3条第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 前条に規定する事情に該当した場合</u></p> <p><u>(条例第3条の2の規則で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第3条の2 条例第3条の2の規則で定める特別の事情は、第2条の2に規定する事情とする。</u></p> <p>(子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第4条 <u>第3条の規定は、条例第3条の2第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、第3条第1号中「1歳に達する日(次号において「1歳到達日」という。)」とあるのは「1歳6か月に達する日(次号において「1歳6か月到達日」という。)」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第5条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求は、市長の定めるところにより、<u>条例第4条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第3条第3号に掲げる場合、条例第3条の2の規定に該当する場合又は条例第5条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合)にあつては、2週間)前</u>までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業法第2条第2項の規定</p> | <p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第3条 <u>条例第3条第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p><u>第3条の2 前条の規定は、条例第3条の2第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条第1号中「1歳に達する日(次号において「1歳到達日」という。)」とあるのは「1歳6か月に達する日(次号において「1歳6か月到達日」という。)」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(再度の育児休業をする場合の申出)</u></p> <p><u>第4条 条例第5条第5号の規定による申出は、育児休業等計画書を任命権者に提出することにより行うものとする。</u></p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第5条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求は、市長の定めるところにより、<u>条例第5条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第3条第3号に掲げる場合又は条例第3条の2の規定に該当する</u><br/><u>場合)にあつては、2週間)前</u>までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業法第2条第2項の規定</p> |

による育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第4条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(再度の育児短時間勤務をする場合の申出)

第13条 条例第13条第6号の規定による申出は、育児短時間勤務計画書を任命権者に提出することにより行うものとする。

による育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第5条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(再度の育児短時間勤務をする場合の申出)

第13条 第4条の規定は、条例第13条第6号の規定による申出について準用する。

茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

財政状況の公表日を見直すことにより、事務の改善を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項

3 条例の概要

- (1) 5月1日及び11月1日が市の休日に当たるときは、直前の市の休日でない日に財政状況を公表することとした。（第2条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(公表の時期)</p> <p>第2条 財政状況の公表は、毎年5月1日及び1月1日に行うものとする。<u>ただし、その日が茅ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日にあたる場合は、当該休日前の直近の休日以外の日とする。</u></p> <p>2 略</p> | <p>(公表の時期)</p> <p>第2条 財政状況の公表は、毎年5月1日及び1月1日に行うものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 略</p> |

茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。



茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されたことに伴い、当該認定の審査について手数料を徴収するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の金額を定めること等とした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後  |   | 改 正 前   |          |
|--|---|---|----------|
| 別表第1 (第2条関係)   |   | 別表第1 (第2条関係)  |          |
| 手数料を徴収する事務   | 金額  | 手数料を徴収する事務  | 金額       |
| 略  | 略   | 略   | 略        |
| 摘要   | 摘要  | 摘要  | 摘要       |
| <p>136 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(あらかじめ、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項、次項、139の項から141の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けたものを除く。)の</p> | <p>次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br/>(1) 一戸建ての住宅 45,000円(認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定(同法第8条第1項の変更に含まれる。)を受けた同法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅をいう。以下この項、次項、140の項及び141の項において同じ。)以外の一戸建ての住宅の増築又は改築に係るもの)は、68,000円)<br/>(2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br/>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 110,000円<br/>(認定長期優良住宅以外の</p> | <p>次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br/>(1) 一戸建ての住宅 45,000円(認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定(同法第8条第1項の変更に含まれる。)を受けた同法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅をいう。以下この項、次項、140の項及び141の項において同じ。)以外の一戸建ての住宅の増築又は改築に係るもの)は、68,000円)<br/>(2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br/>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 110,000円<br/>(認定長期優良住宅以外の</p> | <p>略</p> |

認定の申請に対する審査（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適用に当たっての審査の申出があった場合を除く。）

共同住宅等の増築又は改築に係るものにおいて、160,000円)  
イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 170,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、260,000円）

ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 340,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、510,000円）

エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 600,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、910,000円）

オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,000,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、1,600,000円）

カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,900,000円（認定長期優良住宅以外の共

認定の申請に対する審査（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適用に当たっての審査の申出があった場合を除く。）

共同住宅等の増築又は改築に係るものにおいて、160,000円)  
イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 170,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、260,000円）

ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 340,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、510,000円）

エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 600,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、910,000円）

オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,000,000円（認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、1,600,000円）

カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,900,000円（認定長期優良住宅以外の共

|   |  |   |                                  |
|---|--|---|----------------------------------|
| <p>同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、2, 900, 000円)</p> <p>キ 総戸数が2000戸を超え3000戸以内の共同住宅等 2, 700, 000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、4, 100, 000円)</p> <p>ク 総戸数が3000戸を超える共同住宅等 3, 400, 000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、5, 000, 000円)</p> |  | <p>同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、2, 900, 000円)</p> <p>キ 総戸数が2000戸を超え3000戸以内の共同住宅等 2, 700, 000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、4, 100, 000円)</p> <p>ク 総戸数が3000戸を超える共同住宅等 3, 400, 000円 (認定長期優良住宅以外の共同住宅等の増築又は改築に係るものにあつては、5, 000, 000円)</p> | <p>略</p>                         |
| <p>略</p>  | <p>略</p>   | <p>略</p>  | <p>略</p>                         |
| <p>138 削除</p> <p>139 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があつた場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から</p>  | <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 10, 000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物</p> | <p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>  | <p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p> |

らの規定を準用する場  
合を含む。)の規定に  
基づく長期優良住宅建  
築等計画の認定の申請  
に対する審査

物 18,000円  
(イ) 床面積の合計が100  
平方メートルを超え20  
0平方メートル以内の建  
築物 28,000円  
(エ) 床面積の合計が200  
平方メートルを超え50  
0平方メートル以内の建  
築物 36,000円  
(ハ) 床面積の合計が500  
平方メートルを超え1,  
000平方メートル以内  
の建築物 66,000  
円  
(カ) 床面積の合計が1,0  
00平方メートルを超え  
2,000平方メートル  
以内の建築物 93,0  
00円  
(キ) 床面積の合計が2,0  
00平方メートルを超え  
5,000平方メートル  
以内の建築物 160,  
000円  
(ク) 床面積の合計が5,0  
00平方メートルを超え  
10,000平方メー  
トル以内の建築物 280  
,000円  
(ケ) 床面積の合計が10,  
000平方メートルを超  
え30,000平方メー  
トル以内の建築物 37  
0,000円  
(コ) 床面積の合計が30,

第5項まで(同法第8  
条第2項においてこれ  
らの規定を準用する場  
合を含む。)の規定に  
基づく長期優良住宅建  
築等計画の認定の申請  
に対する審査

方メートルを超え100  
平方メートル以内の建築  
物 18,000円  
(イ) 床面積の合計が100  
平方メートルを超え20  
0平方メートル以内の建  
築物 28,000円  
(エ) 床面積の合計が200  
平方メートルを超え50  
0平方メートル以内の建  
築物 36,000円  
(ハ) 床面積の合計が500  
平方メートルを超え1,  
000平方メートル以内  
の建築物 66,000  
円  
(カ) 床面積の合計が1,0  
00平方メートルを超え  
2,000平方メートル  
以内の建築物 93,0  
00円  
(キ) 床面積の合計が2,0  
00平方メートルを超え  
5,000平方メートル  
以内の建築物 160,  
000円  
(ク) 床面積の合計が5,0  
00平方メートルを超え  
10,000平方メー  
トル以内の建築物 280  
,000円  
(ケ) 床面積の合計が10,  
000平方メートルを超  
え30,000平方メー  
トル以内の建築物 37

000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 46  
0,000円  
 (イ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円  
 (ロ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超え140の項又は141の項に定める金額  
 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額  
 ア 昇降機を設置する場合 (イ) に掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)  
 イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を變更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)

0,000円  
 (ロ) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 46  
0,000円  
 (イ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円  
 (ロ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超え141の項に定める金額  
 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 昇降機を設置する場合 (イ) に掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)  
 イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を變更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)

139 長期優良住宅の普及の促進に関する法

次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

律第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（あらかじめ、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査

(1) 一戸建ての住宅 6,8,000円  
 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 160,000円  
 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 260,000円  
 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 510,000円  
 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 910,000円  
 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,600,000円  
 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 2,900,000円  
 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 4,100,000円  
 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 5,000,000円

139の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定に基づき長期優良住宅維持保全計画（同法第6条第

次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (1) 一戸建ての住宅 12,000円  
 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それ

|   |   |   |   |         |   |   |
|---|---|---|---|---------|---|---|
| <p>1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p> | <p>それぞれに定める金額</p> <p>ア 総戸数が 5 戸以内の共同住宅等 <u>23,000 円</u></p> <p>イ 総戸数が 5 戸を超え 10 戸以内の共同住宅等 <u>40,000 円</u></p> <p>ウ 総戸数が 10 戸を超え 25 戸以内の共同住宅等 <u>61,000 円</u></p> <p>エ 総戸数が 25 戸を超え 50 戸以内の共同住宅等 <u>110,000 円</u></p> <p>オ 総戸数が 50 戸を超え 100 戸以内の共同住宅等 <u>170,000 円</u></p> <p>カ 総戸数が 100 戸を超え 200 戸以内の共同住宅等 <u>290,000 円</u></p> <p>キ 総戸数が 200 戸を超え 300 戸以内の共同住宅等 <u>360,000 円</u></p> <p>ク 総戸数が 300 戸を超える共同住宅等 <u>400,000 円</u></p> | 略 | 略 | 略       | 略 | 略 |
| 1 4 1 略   | 略   | 略 | 略 | 1 4 1 略 | 略 | 略 |
| <p>1 4 1 の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更 (あらかじめ、変更</p> | <p>次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 <u>34,000 円</u></p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それ</p>  | 略 | 略 | 略       | 略 | 略 |



部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査

それぞれに定める金額  
 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 80,000円  
 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 130,000円  
 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 255,000円  
 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 455,000円  
 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 800,000円  
 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,450,000円  
 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,050,000円  
 ク 総戸数が300戸を超え500戸以内の共同住宅等 2,500,000円

141の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更(変更部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能

次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (1) 一戸建ての住宅 6,000円  
 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11,500円  
 イ 総戸数が5戸を超え10

能評価機関による審査を受けたものに限る。  
 )の認定の申請に対する審査

- 戸以内の共同住宅等 20  
0,000円
- ウ 総戸数が10戸を超え 2  
5戸以内の共同住宅等 3  
0,500円
- エ 総戸数が25戸を超え 5  
0戸以内の共同住宅等 5  
5,000円
- オ 総戸数が50戸を超え 1  
00戸以内の共同住宅等
- カ 総戸数が100戸を超え 85,000円  
200戸以内の共同住宅等
- キ 総戸数が200戸を超え 145,000円  
300戸以内の共同住宅等
- ク 総戸数が300戸を超え 180,000円  
る共同住宅等 200,0  
00円

略

略

略

備考 略

備考 略

略

略

略

## 茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

#### (手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

#### (分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

### ○建築基準法

#### (建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
  - 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
  - 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
  - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
  - 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。

- 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
- 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
- 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の様様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

#### ○住宅の品質確保の促進等に関する法律

##### （住宅性能評価）

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載し、国土交通省令・内閣府令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

- 2 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に関し必要な事項は、国土交通省令・内閣府令で定める。
- 3 何人も、第一項の場合を除き、住宅の性能に関する評価書、住宅の建設工事の請負契約若しくは売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第2条の規定による改正前のもの）

（長期優良住宅建築等計画の認定）

第五条 住宅（区分所有住宅（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。以下同じ。）を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者（以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。）において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

3 一戸建て住宅等分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

4 住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等（建物の区分所有等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による法人について同法第四十九条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。）において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

6 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築をしようとする住宅の位置
- 二 建築をしようとする住宅の構造及び設備
- 三 建築をしようとする住宅の規模
- 四 第一項、第二項又は前項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項
  - イ 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間
  - ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画
- 五 第三項又は第四項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項
  - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要
  - ロ 住宅の建築に係る資金計画
- 六 その他国土交通省令で定める事項  
（認定基準等）

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第五項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定を

することができる。

一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。

五 前条第一項、第二項又は第五項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

六 前条第三項又は第四項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。

ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。

七 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

2 前条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

（認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更）

第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の認定について準用する。

政令第三百十五号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
内閣総理大臣 岸田 文雄

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十一月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

第三十四条第一項中「第三項」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を次のように改める。  
 3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                            |                          |                  |
|----------------------------|--------------------------|------------------|
| 第八十二条第三項                   | 第十條第二項及び第三項、第十九條、第二十二條及び | 第十九條、第二十二條及び     |
| 第八十四条第一項                   | 支援等の業務に                  | 支援等の業務に          |
| 第八十四条第二項及び第八十六條            | 支援等の業務                   | 支援等の業務及び特別支援等の業務 |
| 第八十五条第一項、第十九條、第九十一條及び第九十三條 | 支援等の業務                   | 支援等の業務又は特別支援等の業務 |

|          |         |                    |
|----------|---------|--------------------|
| 第八十五条第二項 | の支援等の業務 | の支援等の業務又は特別支援等の業務  |
| 第九十一条    | 支援等の業務の | 支援等の業務若しくは特別支援等の業務 |

第四十三條中「第三十九條又は第四十一條」を「第四十條又は第四十二條」に改め、同條を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とする。  
 第四十一條中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條を第四十二條とし、第四十條を第四十一條とする。  
 第三十九條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同條各号中「者」を「とき」に改め、同條を第四十條とし、第六章中第三十八條を第三十九條とし、第三十五條から第三十七條までを一條ずつ繰り下げる。  
 第五章中第三十四條の次に次の一條を加える。  
 (調査研究事業への協力)  
 第三十五條 保険法人は、前条第一項第三号に掲げる業務及び住宅品質確保法第八十三條第一項第八号に掲げる業務(特定住宅瑕疵の発生防止に關するものに限る。)の実施に關し住宅紛争処理支援センターから必要な協力を求められた場合には、これに應ずるよう努めるものとする。

附則  
 (施行期日)  
 第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 附則第五條の規定 公布の日  
 二 第三條(住宅の品質確保の促進等に関する法律の目次の改正規定、同法第六條の次に一條を加える改正規定、同法第十四條の改正規定及び同法第一百一條第一項第一号の改正規定を除く。)及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第三條、第四條、第七條及び第八條の規定 令和三年九月三十日  
 三 附則第九條の規定 マンションの管理の適正化の推進に關する法律及びマンションの建替え等の円滑化に關する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)のいずれか遅い日  
 四 第二條、第四條及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(長期優良住宅の普及の促進に關する法律の一部改正に伴う経過措置)  
 第二條 施行日前にされた第一條の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に關する法律(次項及び第三項各号において「改正前長期優良住宅法」という。)第五條第一項から第三項までの規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をすることがどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。



第十三条第一項中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。）が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第十四条第一項に次の一号を加える。

三 認定長期優良住宅建築等計画（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

第十四条第二項中「当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。」を削る。

第二十条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十四章中第十七条の次に次の一条を加える。

（容積率の特例）

第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二十三条第二十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認め許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この条及び第六条第一項第八号において」を加え、同条第二項第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、確保されることにより」を削り、「が図られ」を「並びに」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第五条の見出しを「長期優良住宅建築等計画等の認定」に改め、同条第六項中「には」を「又は長期優良住宅維持保全計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「建築をしようとする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる事項

- イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間
- ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 住宅（区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。）のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（以下この項において「所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたる良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

第六条に次の一項を加える。

8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

第八条の見出しを「認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更」に改め、同条第一項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改める。

第九条第一項及び第三項中「第五条第六項第四号イ」を「第五条第八項第四号イ」に改める。

第十条中「第五条第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有者その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）

ロ 第六条第一項の認定（第八条第一項の変更のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」に変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。）に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

第十一条第一項中「の建築」を「前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。」の建築」に改め、「維持保全」の下に「同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全」を加える。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十八号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中「の建築を」を「区分所有住宅(二以上の区分所有者(建物の区分所有者等)に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。)が存する住宅をいう。以下同じ。」を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。の建築を」に、「の維持保全を」について長期優良住宅として維持保全」に改め、同条第二項中「建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者(以下「譲受人」という。)に譲渡しよう」を「その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者(以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。)において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者」を「次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同号ハを削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅(複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。)の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等(建物の区分所有等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による法人について同法第四十九条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。において

当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者(第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。))は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生を防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。  
第七条中「第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者(第十四条第二項において「管理組合等」という。))であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。」を削る。  
第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、以下「計画の認定」というを削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更」とする。  
第九条に次の二項を加える。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更」とする。  
第十条中「計画の認定」を「第六条第一項の認定(第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。))を含む。」に改め、(以下「認定計画実施者」という。))を削り、「計画の認定」を「当該認定」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五条第四項第四号イ」を「第五条第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更を含む。))を含む。第十四条において「計画の認定」というを受けた者(以下「認定計画実施者」という。))に改める。  
第十二条中「及び」を「又は」に改める。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

租税特別措置法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 優良宅地の造成についての認定の申請のうち、連結法人が行う認定の申請に対する審査を手数料を徴収する事務から除くこと等とした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後   |    | 改 正 前   |    |
|---|----|---|----|
| 別表第1 (第2条関係)  |    | 別表第1 (第2条関係)  |    |
| 手数料を徴収する事務  | 金額 | 手数料を徴収する事務  | 金額 |
| 略   | 略  | 略   | 略  |
| 80 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること(以下この項において「優良宅地の造成」という。)についての認定の申請に対する審査   | 略  | 80 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること(以下この項において「優良宅地の造成」という。)についての認定の申請に対する審査  | 略  |
| 81 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号に規定する住宅又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅(中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであること(以下この項において「優良住宅の新築」という。)についての認定の申請に対する審査 | 略  | 81 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号に規定する住宅又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅(中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであること(以下この項において「優良住宅の新築」という。)についての認定の申請に対する審査 | 略  |
| 82 租税特別措置法第28条の4第3項第  | 略  | 82 租税特別措置法第28条の4第3項第  | 略  |

|  |          |
|--|----------|
| <p>7号イ又は第6.3条第3項第7号イ又は第6.8条の6.9第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>  | <p>略</p> |
| <p>8.3 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第6.3条第3項第7号ロ若しくは第6.8条の6.9第3項第7号ロに規定する住宅又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第6.2条の3第4項第15号ニに規定する住宅（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであること（以下この項において「優良住宅の新築」という。）についての認定の申請に対する審査</p> | <p>略</p> |
| <p>略</p>   | <p>略</p> |

備考 略

|   |          |
|---|----------|
| <p>7号イ又は第6.3条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>   | <p>略</p> |
| <p>8.3 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第6.3条第3項第7号ロに規定する住宅又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第6.2条の3第4項第15号ニに規定する住宅（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであること（以下この項において「優良住宅の新築」という。）についての認定の申請に対する審査</p> | <p>略</p> |
| <p>略</p>  | <p>略</p> |

備考 略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○租税特別措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前のもの）

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八条の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、前条第一項及び第九項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 短期所有に係る土地の譲渡等 前条第二項第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該連結法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等（他の者（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から取得をしたものに限る。）で所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該土地等の譲渡をした日の属する年において取得をしたものを含む。）の譲渡その他これに準ずるものとして政令で定める行為をいう。
  - 二 譲渡利益金額 当該短期所有に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該短期所有に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。
- 3 第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。
  - 一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）
  - 二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上で

ある場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く。）

三 土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する収用換地等によるもの（当該収用換地等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

四 都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この項において「開発許可」という。）を受けた連結法人（開発許可に基づく地位を承継した連結法人を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、次に掲げる要件（当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及びロに掲げる要件）に該当するもの

イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

ロ 当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許可の内容に適合していること。

ハ 当該譲渡が公募の方法により行われたものであること。

五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において連結法人が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、次に掲げる要件（当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件）に該当するもの

イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。

ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。

六 連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、第四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

七 次に掲げる一団の宅地（その面積が千平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

イ 当該連結法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者）の認定を受けたもの

ロ 一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

八 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者である連結法人の行う土地等（住宅の敷地の用に供されているもので政令で定めるものに限る。）の譲渡でその取得後政令で定める期間内に行われるものうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの

九 不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者である連結法人の行う土地等の譲渡（同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡で政令で定めるものに限る。）

十 土地等の贈与による譲渡で法人税法第三十七条第三項各号に規定する寄附金に係る寄附に該当するもの

- 4 前条第十項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第十項中「第六十八条の七十八から第六十八条の八十一まで」とあるのは「第六十八条の八十一」と、「第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第十五項において準用する場合を含む。）」、第六十八条の七十八第十二項（第六十八条の七十九第十六項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十九第十項から第十三項までの規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項」とする。
- 6 第六十八条の六十七第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「第一項の」とあるのは、「第六十八条の六十九第一項の」と読み替えるものとする。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、第三項第四号ハの公募の方法に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。



二 第十七条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項の改正規定及び附則第三百三十一條第一項の規定

ホ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定

ヘ 第二十二條中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三に後段を加える改正規定

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ 第八条中酒税法第七条の改正規定

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定(同条第五項第一号中「代えて行ふ」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「を」という。以下この条において同じ。)を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出(当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行ふ電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類(第三十七條の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。)の提示又はその者の特定署名用電子証明書等(同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。)の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。)をしなければ」に「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。)、同法第三十七條の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定及び同法第四十二條の三第四項の改正規定並びに附則第六十八條第一項から第三項まで、第六十八條及び第六十九條の規定

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イ 第一条中所得税法第六十七條(見出しを含む)の改正規定、同法第二百二十條第四項第二号の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第六十六條の改正規定及び同法第二百三十二條の改正規定並びに附則第五條、第七條第二項及び第三項並びに第十一條の規定

ロ 第六條中消費税法第十八條(見出しを含む)の改正規定及び附則第四十三條の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第二十五條の二第三項の改正規定及び同法第四十一條の二十一第一項第二十四号の改正規定

ニ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十條の五第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定及び同法第十條の七第一項の改正規定並びに附則第三百三十二條第二項から第四項までの規定

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 第二条の規定及び附則第十三條の規定

ロ 第三条の規定(同条中法人税法第五十二條第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。))及び同法第五十四條第一項の改正規定を除く。並びに附則第十四條から第十八條まで、第二十条から第三十七條まで、第四百三十九條(地価税法(平成三年法律第六十九號)第三十二條第五項の改正規定に限る。)、第四百三十九條(地価税法(平成三年法律第六十九號)第三十二條第五項の改正規定に限る。)、第四百三十九條(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百六十條の二第六項の改正規定に限る。)、第五百一十一條から第五百十六條まで、第

百五十九條から第六十二條まで、第六十三條(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一號)第五十八條第一項の改正規定に限る。)、第六十四條、第六十五條及び第六十七條の規定

ハ 第四条の規定(同条中地方法人税法第二十六條第二項の改正規定を除く。))及び附則第三十八條から第四十條までの規定

ニ 第五条中租税特別措置法第六十四條第五項の改正規定

ホ 第十三條の規定及び附則第四十七條の規定

ヘ 第七十一條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「定義」を削る部分に限る。)、同法第七十二條第一項の改正規定及び同法第七十四條の十一第一項の改正規定を除く。)

ト 第十四条中国税徴収法第三十六條第三号の改正規定

チ 第十五条中租税特別措置法第三十七條の十四第三十三項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。))並びに附則第六十八條第七項及び第八項並びに第八十七條第二項の規定

リ 第十六條の規定並びに附則第一百二十二條から第三十條まで、第四百四十一條、第四百四十七條、第四百五十五條(地方自治法第二百六十條の二第六項の改正規定を除く。)、第五百五十八條及び第六百六十六條の規定

又 第六十七條の規定(同条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三條第三項の改正規定、同法第四十一條の二の改正規定及び同法第四十七條の改正規定を除く。)

ル 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の二第三項の改正規定、同法第四條第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七條の改正規定

ヲ 第二十一條の規定

ワ 第二十三條の規定及び附則第三百三十六條の規定

カ 第二十四條の規定

キ 第二十五條の規定

ク 第二十六條中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三號)附則第四十一條第一項の表の改正規定

ケ 第二十七條の規定

コ 第二十八條中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五號)附則第九十三條第二項の改正規定

ク 第二十九條中所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四號)附則第六十八條の改正規定及び同法附則第六十九條の改正規定(同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」に改める部分を除く。))並びに附則第二十八條の規定

ネ 第三十條中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七號)附則第二十八條の改正規定(同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分及び同条第二項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第四十四條の改正規定(同条第一項に係る部分(第六項)を「第七項」に改める部分を除く。))及び同条第三項に係る部分を除く。))及び同法附則第八十九條第五項の改正規定並びに附則第三百三十八條第一項から第四項までの規定

ナ 第三十一條中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六號)附則第五十二條第五項の改正規定及び同法附則第五十三條の改正規定

六 第一条中所得税法第二十二條第一項第三十四号の二の改正規定、同法第二百二十條第三項の改正規定、同法第九十四條の改正規定(同条第一項第二号に係る部分を除く。)、同法第九十五條第一項第四号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第二百三十三條の六第一項第六号の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第三條、第七條第一項、第八條第八項及び第九條第三項の規定

令和五年一月一日

附則第五十五条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第九条から第十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十七条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項から第三項までの規定中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十四条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十八条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第三十四条第一項及び第二項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附則第三十八条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、以後に「の」の下に「同条第二十項に規定する」を、同日前に「の」の下に「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する」を加え、旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十二項を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第四十二条第一項中「平成三十二年分」を「令和三年分」に、「平成三十一年分」を「令和二年分」に改め、同条第二項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に改める。

附則第四十三条第一項及び第三項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第四十四条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十五条中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第五十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十二条第五項中「同条第二項中」の下に「事業年度が」とあるのは「事業年度が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二十条第二項第十九号に規定する」とし、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第五十二条第三項中「同条第二項中」の下に「が連結事業年度」とあるのは「が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和二年旧措置法」という。）第二十条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）と、」を加え、「同条第七項」を「連結所得」とあるのは「令和二年旧措置法第二十条第二項第二十二号に規定する連結所得」と、同条第七項に「とする」を「と、同条第十項中「前条第一項」とあるのは「令和二年旧措置法第五十五条第一項」と「規定」とあるのは「規定（令和二年旧措置法」とする」に改める。

附則第五十四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条、第五十七条及び第六十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六十八条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第七十一条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第七十三条、第七十四条及び第七十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第七十九条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改め、同条第六項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第十二項及び第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八十条及び第八十一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八十二条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第八十三条中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改める。

附則第八十六条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十一条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第九十条のうち沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十二条に一項を加える改正規定中「四十九」を「五十」に改める。

附則第九十一条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十条のうち沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十二条に一項を加える改正規定中「四十九」を「五十」に改める。

附則第九十一条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十二条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十三条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十四条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十五条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十六条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十七条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十八条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十九条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零一条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零二条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零三条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零四条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零五条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零六条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零七条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零八条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百零九条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百一十条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百一十一条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百一十二条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百一十三条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第一百一十四条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

第六十七條の十五第二項の表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第六十七條の十六第四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。  
第六十七條の十八第四項中「当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合に、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改める。

第六十八條第一項中「同条第五項中」を「同条第十二項中」第四項、第七項及び「に改める。  
第六十八條の二の三第二項及び第二項並びに第六十八條の三第三項中「第六十一條の十三第一項」を「第六十一條の十一第一項」に改める。

第六十八條の三の二第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三條第一項の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第六十八條の三の三第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三條第一項の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第六十八條の四の二第三項中「第七十五條の三第二項」を「第七十五條の四第二項」に、「第十九條の二第二項」を「第十九條の三第二項」に改め、「次節から第二十五節までを除く。」を削り、「第七十五條の三第一項」を「第七十五條の四第一項」に改め、「第九節から第二十五節までを除く。第三項において同じ。」を削り、同項において同じ。同法第六十八條の四（一）を「第三項において同じ。」、同法第六十八條の四（二）に、「第十九條の二第二項」を「第十九條の三第一項」に改め、「第九節から第二十五節までを除く。同項において同じ。」を削る。

第六十八條の五の二第八項又は第十條の二を「第七條又は第九條」に改める。  
第六十八條の七及び第三章第九節から第二十五節までを削る。  
第九十三條第一項第二号中「同法第八十一條の二十三第二項並びに第八十一條の二十四第三項及び第六項において準用する場合」を削り、「第十九條第五項」を「第十九條第四項」に改め、同項第四号中「第四十五條の二第五項」を「第四十五條の二第四項」に改める。

第九十八條の表の都道府県の項中「第六十八條の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を削り、同表の市町村の項中「第六十八條の六十九第三項第七号イ及び口に規定する認定の事務」を削る。  
（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十七條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。  
第四條第三項中「第四條の六第二項、第四條の七及び第四條の八」を「第四條の二第二項、第四條の三及び第四條の四」に改める。

第十四條第一項中「若しくは各連結事業年度（法人税法第十五條の二に規定する連結事業年度をいう。以下この章において同じ。）の連結所得（同法第二十八條の四に規定する連結所得をいう。以下この章において同じ。）を削り、同条第二項第二号中「又は第六十八條の八十八第二項」を削り、同条第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十條第一項中「若しくは当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額（同号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項及び第三十二條第三項において同じ。）を削り、若しくは当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額に係る」を「に係る」に改める。

第三十一條第三項中「又は各連結事業年度」及び「又は同法第八十一條の十五」を削る。  
第三十二條第一項中「若しくは同法第三十二號に規定する連結確定申告書」を削り、「第二條第十六号」を「第二條第十五号」に、「第六十七條の十八第一項、第六十八條の八十八第一項若しくは第六十八條の百七の二第二項」を「若しくは第六十七條の十八第一項」に改め、若しくは連結事業年度を削り、同条第二項中「若しくは内国法人」を「内国法人」に改め、各連結事業年度の連結所得の金額を削り、同条第三項中「若しくは各連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結国外所得金額」及び「各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、同条第四項中「又は連結所得の金額」を削り、同条第五項中「第八十條の二」を「第八十二條」に改め、同表法人税法第八十二條の項中「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二條第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）において準用する租税条約等実施特例法」とを削る。

第三十三條第三項中「第九十三條第二項」を「第九十五條」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。  
第三十五條中「又は第六十八條の八十八第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。  
第三十六條第一項中「又は第六十八條の八十八第一項」及び「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」を削り、「同法第六十六條の四第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第三号」を「同項第三号」に改め、「当該法人が連結法人（法人税法第二十二條の七の二に規定する連結法人をいう。以下この章において同じ。）である場合には、当該連結法人に係る連結親法人（法人税法第二十二條の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この章において同じ。）を削り、（国税通則法）を「同法」に改める。

第三十七條第一項中「第六十七條の十八第一項若しくは第六十八條の百七の二第一項」を「若しくは第六十七條の十八第一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は第六十八條の八十八第一項」及び「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは同法第六十八條の百七の二第二十七項において準用する同法第六十八條の八十八第二十八項第一号」を削り、「第六十六條の四第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第三号」とあるのは「同項第三号」とあるのは「同法」に改め、若しくは同法第六十八條の百七の二第二十三項において準用する同法第六十八條の八十八第二十八項第三号」を削る。

第四十一條の二第二項中「第十條の五第七項第一号」を「第十條の五第八項第一号」に改め、「でその」の下に「営業所等（一）を「営業所等」の下に「をいう。第三項において同じ。」を加え、「同項第三号」を「租税条約等実施特例法第十條の五第七項第三号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号中「第十條の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号」を「第十條の五第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に改め、同項第二号中「第十條の五第七項第四号」を「第十條の五第八項第四号」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 租税条約等実施特例法第十條の七第一項の規定は報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が当該特定取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたで



法律第八号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。

(2) 第七十条(純損失の繰越控除)及び第七十一条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条(課税標準)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所得金額」という。)が五百万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがいないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たすもの

三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがいないこと。

第二条 第一項第三十四号の二中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 居住者 年齢十六歳以上の者

ロ 非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者

(2) 障害者

(3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第五十二条第一項中「金銭債権」の下に「債券に表示されるべきものを除く。次項において同じ。」を加える。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる資産を譲渡したときにおける当該資産の取得費については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 配偶者居住権の目的となつてゐる建物 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたらば当該建物を譲渡した時において前項の規定により当該建物の取得費の額として計算される金額から当該建物を譲渡した時において当該配偶者居住権が消滅したとしたらば次項の規定により配偶者居住権の取得費とされる金額を控除する。

二 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。以下この号及び次項第二号において同じ。) 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたらば当該土地を譲渡した時において前項の規定により当該土地の取得費の額として計算される金額から当該土地を譲渡した時において当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したとしたらば次項の規定により当該権利の取得費とされる金額を控除する。

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

建築基準法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第40条、第43条第3項、第50条、第52条第5項、第56条の2第1項、第88条第1項及び第107条
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市手数料条例関係  
引用する条項を改めることとした。（別表第1関係）
- (2) 茅ヶ崎市建築基準条例関係  
引用する条項を改めることとした。（第63条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後  |    | 改 正 前  |    |
|--|----|--|----|
| (茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)<br>別表第1 (第2条関係)                                   |    | 別表第1 (第2条関係)   |    |
| 手数料を徴収する事務   | 金額 | 手数料を徴収する事務   | 金額 |
| 略  | 略  | 略  | 略  |
| 5 3 建築基準法第8 5条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査                      | 略  | 5 3 建築基準法第8 5条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査                      | 略  |
| 5 3の2 建築基準法第8 5条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査                    | 略  | 5 3の2 建築基準法第8 5条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査                    | 略  |
| 略  | 略  | 略  | 略  |
| 6 4の4 建築基準法第8 7条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査   | 略  | 6 4の4 建築基準法第8 7条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査   | 略  |
| 6 4の5 建築基準法第8 7条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 | 略  | 6 4の5 建築基準法第8 7条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 | 略  |
| 略  | 略  | 略  | 略  |
| 備考 略   |    | 備考 略   |    |
| (茅ヶ崎市建築基準条例の一部改正)<br>(仮設興行場等に対する制限の緩和)                             |    | (仮設興行場等に対する制限の緩和)  |    |
| 第6 3条 法第8 5条第6項に規定する仮設興行場等については、第3条か                               |    | 第6 3条 法第8 5条第5項に規定する仮設興行場等については、第3条か                               |    |

ら第14条まで、第23条、第26条、第31条、第6章第7節、第51条から第53条まで及び前章の規定は、適用しない。

ら第14条まで、第23条、第26条、第31条、第6章第7節、第51条から第53条まで及び前章の規定は、適用しない。



茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の規定による改正前のもの）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○建築基準法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の規定による改正前のもの）

（地方公共団体の条例による制限の附加）

第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

（敷地等と道路との関係）

第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。

一 自動車のみ交通の用に供する道路

二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

一 特殊建築物

二 階数が三以上である建築物

三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物

四 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物

五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築

物で、延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

（用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限）

第五十条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

（容積率）

第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。） 十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

二 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。）又は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（第五号から第七号までに掲げる建築物を除く。） 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

三 商業地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。） 十分の二十、十分の三十、十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十、十分の百、十分の百十、十分の百二十又は十分の百三十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

四 工業地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。）又は工業専用地域内の建築物 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

五 高層住居誘導地区内の建築物（第七号に掲げる建築物を除く。）であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。） 当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの

六 居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの 当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値

七 特定用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの 当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値

八 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

2 前項に定めるもののほか、前面道路（前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第十二項において同じ。）の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を乗じたもの以下でなければならない。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物 十分の四
  - 二 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。第五十六条第一項第二号ハ及び別表第三の四の項において同じ。）を除く。） 十分の四（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の六）
  - 三 その他の建築物 十分の六（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の四又は十分の八のうち特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの）
- 3 第一項（ただし書を除く。）、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の四（ただし書及び第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。）の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項及び第六項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しないものとする。
- 4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。
- 5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。
- 6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。
- 7 建築物の敷地が第一項及び第二項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、第一項及び第二項の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び特定用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当

するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）内にあること。

二 その敷地内に政令で定める規模以上の空地（道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。）を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上であること。

9 建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第二項から第七項までの規定の適用については、第二項中「幅員」とあるのは、「幅員（第九項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。

10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第四十二条第一項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第二項の前面道路とみなして、同項から第七項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

11 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

一 当該建築物がある街区における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

二 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

12 第二項各号の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乗ずる数値が十分の四とされている建築物で、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この項及び次項において「壁面線等」という。）を越えないもの（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。）については、当該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用することができる。ただし、建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。

13 前項の場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線等との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支

障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

15 第四十四条第二項の規定は、第十項、第十一項又は前項の規定による許可をする場合に準用する。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六条の二 別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(四の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(四の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(二の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(ニ)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

5 建築物が第一項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等(非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。)内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの

二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条(第二十五項を除く。)、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、

防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

- 3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。
- 6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

（建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和）

- 第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。第三項及び第百一条第一項第十六号において同じ。）として使用するとき（その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。
- 2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物（学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。次項及び第百一条第一項第十六号において同じ。）として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第二十一条、第二十六条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第三章並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
  - 3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。
  - 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
  - 5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これ

らに類する建築物をいう。)とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十六條、第二十七條、第三十四條第二項、第三十五條の二、第三十五條の三、第三章及び第八十七條第二項の規定は、適用しない。

6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。)とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、第三条、第六条(第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第八条から第十一条まで、第十二条第五項(第三号を除く。)及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条(第四項から第十三項まで及び第二十四項を除く。)、第二十条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二(第六十八條の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第八十六条の七第一項(第二十八条の二(第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第八十六条の七第二項(第二十条に係る部分に限る。)、第八十六条の七第三項(第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条(昇降機に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条(第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項を除く。)、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項(第三号を除く。)及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条(第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。)、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八條の二第一項及び第五項、第六十八條の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項(第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。)、第八十七條第二項(第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項並びに第六十八條の二第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第八十七條第三項(第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八條の二第一項に係る部分に限る。)、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八條の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

- 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。
- 4 第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十五項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

第七十七条 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第三項（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第一項（第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

#### ○建築基準法施行令

##### （道に関する基準）

第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
    - イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合
    - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
    - ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
    - ニ 幅員が六メートル以上の場合
    - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
  - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
  - 四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠<sup>きよ</sup>その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。



政令第二百二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律  
の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則  
第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月三十一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

防衛大臣 岸 信夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

第三十五条の四中「第六条第一号及び第三号」を「同条各号」に改め、「同条第二号中「おける販売所」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての特安業務」と、「販売所を設置する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての特安業務を行う」とを削る。

第三十五条の五中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。  
第三十五条の六第一項及び第三十五条の七中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十五条の十第一項中「経済産業大臣及び都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第二項中「経済産業大臣及び都道府県知事」及び「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十六条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章、第三十八条の三及び第三十八条の十において同じ。」を加える。

第八十二条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第八十三条第三項及び第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第八十六条の二中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。  
第八十七条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、同条第二項中「充てんの」を「充填の」に、「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。  
3 指定都市の長は、次の場合を除くは、その旨を公示しなければならない。  
一 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。  
二 第三十五条の六第一項の認定を取り消したとき。

第九十条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。  
第五章 国土交通省関係  
（建築基準法の一部改正）

第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。  
第八十五条第七項中「前項」を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

第八十五条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定行政庁は、被災者の需要に充てるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物については、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に充てるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。  
第八十七条の三第一項中「第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「前項」を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

第八十七条の三中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定行政庁は、被災者の需要に充てるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物については、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に充てるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。

第一百一条第九号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第四項又は第五項」に改め、同項第十号中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に改め、同項第十六号中「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の三第四項又は第五項」に改め、同項第十七号中「第八十七条の三第五項又は第六項」を「第八十七条の三第六項又は第七項」に改める。  
（下水道法の一部改正）

第十二条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第七項中「聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「協議を」を「届出を」に改め、「ときは」の下に「当該届出の内容を」を加え、「協議しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8 国土交通大臣は、都府県の求めに応じ、前項に規定する流域別下水道整備総合計画の作成に關し必要な助言を行うことができる。

9 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、環境大臣に対し、意見を求めることができる。

10 都府県は、第一項の規定により第七項に規定する流域別下水道整備総合計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七号から第九号までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日  
二 第十一条の規定及び附則第七号から第十六号までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条（地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の次に一條を加える改正規定及び同法第二百六十条の二十八第一項の改正規定を除く。）及び第十條の規定並びに附則第三条の規定 令和五年四月一日  
（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第八條の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第八十七條の五第一項の規定により市町村の議会の議決を経てその応急工事計画を定めた土地改良法第二条第二項第五号の土地改良事業に關する旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六條第一項の規定による賦課徴収、旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六條の三第一項の規定による徴収及び旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第九十條第四項の規定による徴収については、なお従前の例による。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 総務省関係(第一条・第二条)
- 第二章 厚生労働省関係(第三条―第七条)
- 第三章 農林水産省関係(第八条・第九条)
- 第四章 経済産業省関係(第十条)
- 第五章 国土交通省関係(第十一条・第十二条)

附則 第一章 総務省関係 (地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
第二百六十条の十八第三項中「いう」の下に、「第二百六十条の十九の二において同じ」を加える。

第二百六十条の十九の次に次の一条を加える。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十第三号中「認可」を「第二百六十条の二十四項の規定による同条第一項の認可」に改め、同条に次の一号を加える。

六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

第二百六十条の二十四中「決定」の下に「及び合併」を加える。

第二百六十条の二十八第一項中「の日から二箇月以内」に、少なくとも三回の「を」(後遅滞なく、「二箇月を」を「二月を」に改める。

第二百六十条の三十一第一項中「財産は」の下に「、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き」を加える。

第二百六十条の四十四中「においては」を「には」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二百六十条の四十一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十を第二百六十条の四十八とし、第二百六十条の三十九を第二百六十条の四十七とし、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十六とし、第二百六十条の三十七の次に次の八条を加える。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。  
第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十四 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができ、期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

第二百六十条の四十一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市学校施設整備基金の設置に伴い、茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金の設置目的を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項

3 条例の概要

- (1) 基金の設置目的から学校施設の再編及び整備を除くこととした。（第2条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(設置)<br/>                     第2条 文化施設、体育施設、福祉施設、庁舎その他の公共用又は公用に供する施設(学校施設を除く。以下「公共施設等」という。)の再編及び整備を計画的に推進するため、茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> | <p>(設置)<br/>                     第2条 文化施設、体育施設、福祉施設、庁舎その他の公共用又は公用に供する施設(_____以下「公共施設等」という。)の再編及び整備を計画的に推進するため、茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> |

茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(基金)

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 茅ヶ崎市博物館条例等の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

博物館法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

## 2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項及び第 244 条の 2 第 1 項
- (2) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項第 3 号

## 3 条例の概要

## (1) 茅ヶ崎市博物館条例関係

引用する条項を改めることとした。（第 16 条関係）

## (2) 旅館業法施行条例関係

引用する条項を改めることとした。（第 2 条関係）

## (3) 茅ヶ崎市ラブホテル規制条例関係

引用する条項を改めることとした。（別表第 2 関係）

## (4) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。



茅ヶ崎市博物館条例等の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後   | 改 正 前   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
|---|---|-----|---|--|---|-----|----|--|---|-----|---|---|---|-----|----|
| <p>(茅ヶ崎市博物館条例の一部改正)<br/>(博物館協議会)<br/>第16条 博物館法第23条第1項の規定により、博物館に茅ヶ崎市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。<br/>2<br/>} 略<br/>6</p>   | <p>(博物館協議会)<br/>第16条 博物館法第20条第1項の規定により、博物館に茅ヶ崎市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。<br/>2<br/>} 略<br/>6</p>  |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| <p>(旅館業法施行条例の一部改正)<br/>(社会教育施設等)<br/>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。<br/>(1) 略<br/>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設<br/>(3)<br/>} 略<br/>(7)<br/>2 略</p>  | <p>(社会教育施設等)<br/>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。<br/>(1) 略<br/>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設<br/>(3)<br/>} 略<br/>(7)<br/>2 略</p> |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| <p>(茅ヶ崎市ラブホテル規制条例の一部改正)<br/>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 1395 778 1821"> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>} 略</td></tr> <tr><td>4</td></tr> <tr><td>5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</td></tr> <tr><td>6</td></tr> <tr><td>} 略</td></tr> <tr><td>14</td></tr> </table> | 1   | } 略 | 4 | 5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 | 6 | } 略 | 14 | <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="831 1395 1390 1821"> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>} 略</td></tr> <tr><td>4</td></tr> <tr><td>5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</td></tr> <tr><td>6</td></tr> <tr><td>} 略</td></tr> <tr><td>14</td></tr> </table> | 1 | } 略 | 4 | 5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 | 6 | } 略 | 14 |
| 1   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| } 略   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 4   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設  |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 6   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| } 略   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 14  |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 1   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| } 略   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 4   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 6   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| } 略   |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |
| 14  |   |     |   |  |   |     |    |  |   |     |   |   |   |     |    |

## 茅ヶ崎市博物館条例等の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮こ、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### ○旅館業法

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
  - 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
  - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
  - 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
  - 七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
  - 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。
- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
  - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの
- 4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。
- 第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併

の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

第三条の三 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

○博物館法（博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の規定による改正前のもの）

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

第十一條第二項各号を次のように改める。

一 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会が定める書類

第十一條を第十二條とし、同条の次に次の二條を加える。

(登録の審査)

第十三條 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人(イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。)を除く。)

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信用を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九條第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三條第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会が定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三條第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会が定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三條第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

二 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

三 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四條 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二條第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

三 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第十條中「この条及び第二十九條において」を削り、「同条」を「第三十一條第一項第二号」に、「備える博物館登録原簿に登録」を「登録」に改め、同条を第十一條とする。

第一章中第九條の二を第十條とする。

本則に次の一章を加える。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一條 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。))を除く。

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

四 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

五 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

六 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

七 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三條第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

八 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(施行期日)

第一條 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、この法律による改正後の博物館法(以下この条において「新博物館法」という。)第五條に規定する学芸員となる資格を有する者となす。

三 この法律の施行の際現に博物館において学芸員補の職にある者は、新博物館法第六條の規定にかかわらず、この法律の施行の日(次項及び第四項において「施行日」という。)以後も引き続き当該博物館において、学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができる。

四 施行日前にされたこの法律による改正前の博物館法(次項及び第六項において「旧博物館法」という。)第十一條の登録の申請であつて、この法律の施行の際、まだその登録をすることがどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

五 この法律の施行の際現に旧博物館法第十條の登録を受けている又は施行日から以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受けた博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一條の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がある期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

六 前項の規定により新博物館法第十一條の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間に於ける当該博物館法第十八條第一項中「第十三條第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一條第二項中「第十三條第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律(令和四年法律第二十四号)」による改正前の第十二條各号」とする。

七 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

八 前項の規定により新博物館法第十一條の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間に於ける当該博物館法第十八條第一項中「第十三條第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一條第二項中「第十三條第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律(令和四年法律第二十四号)」による改正前の第十二條各号」とする。

九 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十一 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十二 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十三 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十四 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十五 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十六 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十七 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十八 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

十九 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十一 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十二 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十三 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十四 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十五 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十六 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

二十七 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九條の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一條第一項の指定を受けたものとみなす。

第六条中「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 短期大学士の学位（学校教育法第百四十二条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものを

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者  
第七条の見出しを「館長、学芸員及び学芸員補等の研修」に改め、同条中「教育委員会」の下に「館長」を、「学芸員補」の下に「その他の職員」を加える。

第五章を削る。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「」に対し第二十四条を「又は地方独立行政法人に対し前条」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因る」を「取消しが第十九条第一項第一号に該当することによる」に、「及び」を「又は」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十九条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、第三章中同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、同条を第二十七条とする。

第二十三条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條中「事項は」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を、「条例で」の下に「、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれを加え、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「委員は」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を加え、「教育委員会」を「教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「博物館協議会」を付する。

第十八条及び第十九条を削る。

第十七条を削り、第二章中第十六条を第二十二條とする。

第十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「博物館の設置者が当該博物館を廃止した」を「前項の規定による届出があつた」に、「博物館に係る登録をまつ、消しなければ」を「届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなれば」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特別）

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登

録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第十四条の見出しを「登録の取消し」に改め、同条第一項を次のように改める。  
都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。  
二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
三 第十六条の規定に違反したとき。  
四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。  
五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「したときは」の下に「速やかにその旨を」を加え、「博物館」を「登録に係る博物館」に、「速やかにその旨を通知しなければ」を「通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。  
第十四条を第十九条とする。

第十三条の見出しを「変更の届出」に改め、同条第一項中「第十一号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは」を「第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ」に改め、同条第二項中「第十一号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館」を「前項の規定による届出があつたときは、当該届出」に、「しなれば」を「するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（都道府県の教育委員会への定期報告）

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。  
（報告又は資料の提出）

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び命令）

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「規定による登録」を「登録（以下「登録」という。）」に、「設置しようとする博物館について、左に」を「都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所  
二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地  
三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

博物館法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年四月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十四号

博物館法の一部を改正する法律

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条」を「第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十二条」を「第二十三条」に、「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十七条」を「第二十八条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「の精神に基づき」を「及び文化芸術基本法(平成十三年法律第四十八号)の精神に基づき」に改める。

第二条第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。))が設置するもので」を削り、同条第二項中「において二を」に「において」に、「の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人」を「又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」に改め、同条第三項中「記録をいう」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。  
第三条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第三条第二項を次のように改める。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報との交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三条に次の一項を加える。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下この項において「文化資源」という。))の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。))その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

第五条第一項第二号中「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した」を「次条各号のいずれかに該当する」に改める。

## 令和3年度決算に基づく茅ヶ崎市の健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布されました。

地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標(健全化判断比率)と公営企業の経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することが義務付けられたため、本市も平成19年度から健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさまに対して公表を行っております。

平成21年4月から法律全体が施行されたため、地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうち、ひとつでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図らなければなりません。

### 1 健全化判断比率について

令和3年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

|            | 本市の健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|------------|------------|---------|--------|
| ① 実質赤字比率   | —<br>(黒字)  | 11.33%  | 20.00% |
| ② 連結実質赤字比率 | —<br>(黒字)  | 16.33%  | 30.00% |
| ③ 実質公債費比率  | 1.9%       | 25.0%   | 35.0%  |
| ④ 将来負担比率   | 33.8%      | 350.0%  |        |

#### ① 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計を合算し、会計間の重複を調整したもの)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の令和3年度決算の実質収支は黒字であったため、前年度同様、実質赤字比率は発生していません。

#### ② 連結実質赤字比率

病院事業会計等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の令和3年度決算の実質赤字(収支)額及び資金不足(剰余)額を合算した結果は黒字であったため、前年度同様、連結実質赤字比率は発生していません。

#### ③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上で起債が許可制となり、25%以上で一部の起債が制限されます。

令和3年度の本市の実質公債費比率(3カ年平均)は、1.9%で、前年度の1.2%から0.7ポイント悪化しましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。悪化した主な要因は、一般会計に係る公債費の増によるものです。



#### ④ 将来負担比率

地方債残高や職員の退職手当に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要が生じることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなります。

令和3年度の本市の将来負担比率は33.8%で、前年度の48.2%から14.4ポイント改善しており、早期健全化基準である350%を大幅に下回っています。改善の主な要因は、将来負担額に係る地方債残高の減、将来負担額から差し引くことのできる充当可能財源の増、標準財政規模の増などによるものです。

##### 早期健全化基準とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

##### 財政再生基準とは…

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

## 2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和3年度決算においては、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

| 会 計 名     | ①事業の規模       | ②資金不足額        | 資金不足比率(%)<br>②/① |
|-----------|--------------|---------------|------------------|
| 公共下水道事業会計 | 4,243,549千円  | —<br>(資金不足なし) | —                |
| 病院事業会計    | 10,337,987千円 | —<br>(資金不足なし) | —                |

4 茅監第 2 6 号  
令和 4 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 3 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により  
審査に付された令和 3 年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、  
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

## 1 審査の対象

令和3年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和4年7月22日から令和4年8月18日まで

## 3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された令和3年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

| 健全化判断比率  | 3年度<br>(%) | 2年度<br>(%) | 早期健全化基準<br>(%) | 備 考      |
|----------|------------|------------|----------------|----------|
| 実質赤字比率   | —          | —          | 11.33          | 実質赤字なし   |
| 連結実質赤字比率 | —          | —          | 16.33          | 連結実質赤字なし |
| 実質公債費比率  | 1.9        | 1.2        | 25.0           |          |
| 将来負担比率   | 33.8       | 48.2       | 350.0          |          |

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス15.63%で、早期健全化基準の11.33%を下回っています。

イ 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス32.11%で、早期健全化基準の16.33%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は1.9%で、前年度の1.2%と比較すると、0.7ポイント上昇し悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は33.8%で、前年度の48.2%と比較すると、14.4ポイント下降し改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

4 茅監第 2 7 号  
令和 4 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 3 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により  
審査に付された令和 3 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、  
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

## 1 審査の対象

令和3年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

## 2 審査の期間

令和4年7月22日から令和4年8月18日まで

## 3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和3年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

| 区 分         | 資 金 不 足 比 率  |              |                | 備 考    |
|-------------|--------------|--------------|----------------|--------|
|             | 3 年 度<br>(%) | 2 年 度<br>(%) | 経営健全化基準<br>(%) |        |
| 公共下水道事業会計   | —            | —            | 20.0           | 資金不足なし |
| 病 院 事 業 会 計 | —            | —            | 20.0           | 資金不足なし |

(2) 個別意見

令和3年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、資金期末残高も前年度に比べ大幅に増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の受入れが大きく影響していますが、次年度以降も同様の補助金の収入が見込めるかは不透明な状況ですので、数値の推移を注視する必要があります。引き続き、「茅ヶ崎市立病院の経営改革について（茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ）」における重要業績評価指標について、適宜状況を把握し、適切な取組を進めていくことを要望します。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

「報告第19号専決処分の報告について」の経過報告

説明日時 令和4年5月6日（金）  
 説明場所 茅ヶ崎市役所分庁舎2階障がい福祉課窓口  
 当事者 相手方 市内在住の女性  
 当 方 茅ヶ崎市

経過

令和4年 5月 6日（金） 相手方がETC障がい者割引の更新手続きに来庁。  
 令和4年 5月19日（木） 相手方が再度来庁した際、前回来庁時に不要な手続きを案内していたことが判明。  
 令和4年 6月29日（水） 専決処分（合意書の締結）をする。

損害賠償内容

| 区 分     | 茅ヶ崎市                                 | 相手方             |
|---------|--------------------------------------|-----------------|
| 損 害 額   |                                      | 2,700円          |
| （算出内訳）  |                                      | （手数料）<br>2,700円 |
| 過 失 割 合 | 100%                                 | 0%              |
| 賠 償 額   | 2,700円                               |                 |
| （算出内訳）  | （相手方の損害額）<br>2,700円×100%<br>= 2,700円 |                 |



## 「報告第20号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年5月23日 午後2時20分頃  
 事故発生場所 今宿271番地1  
 事故当事者 相手方 市内在住の女性  
 当 方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和4年 5月23日 事故発生

令和4年 5月23日 事故を起こした職員より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和4年 5月24日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。

令和4年 7月22日 専決処分（示談の締結）をする。

## 示談内容

| 区 分    | 茅ヶ崎市                                  | 相手方                               |
|--------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 損 害 額  |                                       | 78,200円                           |
| (算出内訳) |                                       | (修理費)<br>78,000円<br>(印紙代)<br>200円 |
| 過失割合   | 100%                                  | 0%                                |
| 賠 償 額  | 78,200円                               |                                   |
| (算出内訳) | (相手方の損害額)<br>78,200円×100%<br>=78,200円 |                                   |